

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 1月 6日 (月) 午後3時00分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	金 井 邦 雄 (会長職務代理者)
3番	角 田 郁 夫	4番	原 田 良 美
5番	遠 藤 由 理 子	6番	松 井 則 雄
7番	堀 江 正 司	8番	本 多 弘
9番	中 村 光 孝	10番	鶴 淵 君 江
11番	宇 敷 和 也 (会長)	12番	清 水 文 明
13番	井 上 正 文	14番	見 城 覚
15番	小 林 由 喜 子		

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山 田 重 之
事務局次長兼農地係長	小 野 利 明
副主幹	木 我 健
副主幹	佐 藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 2 時 5 6 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
在任委員 15 名中、現在の出席委員は 15 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (宇敷会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後 2 時 5 7 分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 2 時 5 8 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、10 番鶴淵君江委員、12 番清水文明委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 2 時 5 9 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 農地の合意解約について
(3) 農地法関係許可取消願について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 3 時 0 2 分
議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
なお、3 番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定

による許可申請について」の6番と一括して議案の最後に審議いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

2番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、3番の案件を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、3番の案件を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。
まず、1番の案件について

2番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 転用理由が一般住宅用地ということですが、申請者は高崎の人です。どういうことでしょうか。

事務局員 はい。

議長 事務局

事務局員 住宅を建てたのは申請人の父親です。相続登記手続きの際に判明したため是正の申請をしたとのことです。

3番 この後に申請人が住む住まないは関係ないということですね。

事務局員 是正の申請ですし、現状農地に戻すことも難しいのであれば、現況のとおり申請していただいた方が良いのではないかと考えます。

3番 分かりました。

議長 ほかに。

議長 無いようですので、3番の案件について

4番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、6番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3番と一括して議案の最後に審議といたします。

はじめに、6番を除いた1番から7番までの審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

13番

はい。

議長

13番。

1 3 番 賃借料についてですが、一時転用期間通してか月額なのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 一時転用期間での賃借料となります。

議長 ほかに。

無いようですので、3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

1 3 番 はい。議長。

議長 1 3 番。

1 3 番 8筆を転用する訳ですが、宇敷さんの所有はどの地番になりますか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 8筆のうち6筆になります。2 1 1 7 - 1、2 1 1 8 - 1以外の6筆です。

1 3 番 譲渡人の2名は親戚関係か何かでしょうか。

事務局員 譲渡人の関係は特に記載ありませんし、確認していません。

隣接地なので一体利用するものだと思います。

13番 分かりました。

3番 はい。

議長 3番。

3番 現地写真を見るかぎり良さそうな農地に見えるんですが、農地区分は「2」と言うことですが、こういうことであれば良さそうな農地でも申請があれば許可せざるを得ないのでしょうか。写真だけ見ればもったいないような気がします。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 写真自体は上の方からのものなので平坦には見えると思いますが、段々のある田んぼです。第2種、その他の農地と説明させていただきましたが、農地区分は第3種から判断していきます。これは都市計画区域で用途指定されているなどの都市部の農地で原則許可、第2種は市街化が進んできているが、第3種というほど都市部ではない、また、農地の広がりがある10ha以下のもので代替地がない場合は許可ができる、第1種は10ha以上の広がりがあったり、土地改良施行区域の優良農地で原則許可ができないものになります。その他の農地というのは、この3種類に区分けできない農地という扱いになります。

その他の農地は転用の立地基準の判断は第2種と同様に考えるものになります。農地区分「2」に関しては代替地がない場合には許可できるとされています。その代替地が無いという判断をするかだと思います。

質問にもあったとおり、耕作してもらえるのであれば、農業委員会としては農地として使ってもらう方が良いと思います。現在は不耕作地で、山際の農地です。すぐ裏には山林が広がっているという

状況です。その辺を踏まえて沼田市農業委員会として判断してもらえれば良いものと思います。

議長 ほかに。

7番の案件について

13番 はい。

議長 13番。

13番 土地の地目としては宅地ですよね。現況は畑とありますが、登記上宅地に転用許可が必要な理由を教えてください。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 申請地は登記地目は宅地となっていますが、農地台帳上も課税台帳上も農地として搭載されていましたので、農地法でいう現況主義をとることになれば、農地であると判断できます。登記地目に関係なく現況主義を取っているので許可が必要ということになります。

13番 分かりました。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、6番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、6番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」3番と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」6番を議題といたしますので、審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

13番 はい。

議長 13番。

13番 営農型発電設備となる訳ですが、設定人の両名がパネルの下部の農地を営農するということで良いですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 営農は所有者である設定人が行うものになります。

3番 はい。

議長 3番。

3 番 許可要件がありますが、当該農地には賃貸借権等の所有権以外の
権原は設定されていないと書いてありますが、所有権は物権で、賃
借権は契約なんだけどどういう意味なのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 申請地には所有権以外のその他の権利、権原は設定されていない
という記載だけになります。

3 番 それは分かりました。ただ、物権と契約なので記載の方法に工夫
が必要なんじゃないかということです。
それと営農計画どおりに営農がされているかがポイントなんじ
ゃないでしょうか。

7 番 説明の中で営農していると説明していました。

議長 事務局が説明したとおりです。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 営農の関係ですが、説明の中でも収量等について報告しましたが、
3年目は10%程度、地下茎が育ちきらなかったため少なかったと
のことです。1回目の更新ですが、8割収穫ができないので即不許
可というわけではありません。指導後も改善ができず営農努力も見
られないといった場合には適切な措置をとるということです。
その後4年目は36%、5年目、6年目については126%、8
7%となっていますし、今回の営農計画でも地域平均収量の87%
は確保できるとのことです。

9 番 はい。3番委員さんの意見ももっとだと考えます。パネルの下で

8割以上収穫するのは大変だと思う。毎年報告があるからと言ってこの数字を鵜呑みに出来るものなのか疑問も感じる。

事務局員 報告書の収量等の数字に関しては、以前に指摘がありましたので農作物を納品した際の納品書、請求書等を参考に添付するよう報告者に指導しています。本件報告には市内業者からの納品書が添付されており、日付、重さ（kg）が明記されているもので信頼性はあると思います。

3番 いいですか。営農の実行性の確保ということで、収量があるから良いでしょうかではなくて、半年ごとか1年後に確認することも必要ではないでしょうか。

事務局員 営農の確認に関しては半年後、1年後ということではなく行います。まず、毎年実施される農地パトロールの際に該当施設のある推進委員さんには営農型の報告様式を別に渡し個別に調査を依頼しています。そのほか事務局で年2から3回現地確認を行い、営農がきちんとされていないような場合には設置者、営農者へ連絡を取るようになっています。

議長 この営農計画には、こういった条件下で農作物を作る訳なので、より良い営農ができるような、県の農業事務所などの営農指導、技術指導などないのか。

事務局員 営農指導と言うことではありませんが、営農型発電設備を設置する際に知見を有する者の意見であったり、植え付ける作物が陰生植物であること、太陽光がどのくらい当たれば成長できる作物なのかを資料添付することになっています。

本施設の知見を有する者の意見として、環境経営コンサルタント、某大学の特任教授が十分な育成が見込めるということになっています。

報告書についても同様に知見を有する者の意見を記載することになっています。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号3番については、議案第5号6番が許可された場合、同日付けで許可することとして申請のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3番について、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

つづいて、議案第3号の6番については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番については、申請のとおりこれを認め、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第4号「沼田市農地利用最適化推進委員の担当する区域について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第4号「沼田市農地利用最適化推進委員の担当する区域について」は、原案のとおり決定いたします。

次に議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、原案のとおりこれを決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後4時16分

6. 協議事項

なし

7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について
- (2) 令和元年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

- (3) 令和元年度農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について
- (4) 利用意向調査について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後 4 時 3 8 分